

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## 1. 道路協力団体制度とは？

- 官民連携による道路管理の一層の充実を目的とした制度です。
- 道路のさまざまな課題の解消に向けた、利用者目線での活動を期待しています。

## 2. 制度の特徴

- 活動にあたり3. ②に挙げる物件等の道路占有が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路の魅力向上のための収益活動が可能です。その収益は道路の工事または維持に還元頂きます。

## 3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路に関する工事や道路の維持。  
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② 安全かつ円滑な道路の交通の確保や、利用者の利便の増進に資する工作物・物件※の設置または管理。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの  
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
- 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場  
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
- 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具  
(例：シェアサイクル施設)
- 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
(例：掲示板)
- 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等  
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
- 6) 食事施設、購買施設等  
(例：オープンカフェ、マルシェ)
- 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等  
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)

- ③ 道路の管理に関する情報または資料の収集および提供。  
(例：道路の不具合箇所、不法占有物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究。  
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及および啓発。  
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占有許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての活動を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

